

令和7年3月5日

## 宇佐市建設工事の情報共有システム活用試行要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、宇佐市が発注する工事における、受発注者の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図るため、宇佐市建設工事の情報共有システム活用試行要領（以下「試行要領」）を制定し、情報共有システムの積極的な活用を推進するものである。

### (用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式<sup>※1</sup>によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

#### (2) 工事帳票

工事帳票とは、土木工事共通仕様書で定義する「書面<sup>※2</sup>」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

※2 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。（大分県土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-2用語の定義）

### (対象工事)

第3条 対象工事は、宇佐市が発注する公共事業に係る工事（営繕工事を除く）のうち、予定価格4,000万円以上の工事とし、対象工事のうち、受注者が情報共有システムを活用試行することを希望し、受発注者間で協議が整った場合に、実施することができる「受注者希望型」とする。

対象工事であっても、契約後やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により適用外とすることができる。なお、対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用試行工事であることを明示する。

- 2 対象外工事であっても、受注者の申し出があれば、受発注者協議により試行対象工事とすることができる。
- 3 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有

無を決定するものとする。

#### (情報共有システム)

第4条 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されている情報共有システム提供者<sup>※3</sup>のものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとするが、原則として大分県様式<sup>※4</sup>あるいは大分県様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

([http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/))

※4 大分県様式 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)

#### (情報共有システム利用料)

第5条 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、土木工事標準歩掛り等の共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、受注者が希望した場合のみ情報共有システムを利用し、費用の積み上げは行わないものとする。また、対象外工事について受注者の希望により情報共有システムを利用した場合も、費用の積み上げは行わない。

#### (工事帳票)

第6条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていることとする。

#### (セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウイルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、原則、電子データでの工事完成(中間)検査の受検とする。ただし、以下の工事帳票は紙媒体で受検するものとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 出来形管理資料及び品質管理資料
- (3) その他、A3サイズを超えるデータなど、検査時の視認性に劣るもの

(利用上の留意事項)

第9条 受注者は工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行うこと。

- (1) 施工計画書(変更施工計画書含む)
  - (2) 重要事項の指示・承諾・協議案件等
- 2 発議管理機能で登録するファイル形式はPDFとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に起案する工事から適用する。